

新潟県立新潟翠江高等学校緑栄同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は新潟県立新潟翠江高等学校緑栄同窓会という。

第2条 本会は事務局を新潟県立新潟翠江高等学校内(新潟市西区金巻 1657 番地)に置く。

第3条 本会は下記の事項を目的とする。

- (1) 同窓会員が互いに親睦を図り協力し合うこと。
- (2) 母校の教育を援助しその振興を図ること。
- (3) 郷土文化並びに地域社会の発展に寄与すること。

第2章 組 織

第4条 本会は下記の各項に該当する者を正会員として組織する。

- (1) 新潟県立巻農業高等学校黒埼分校卒業生。
- (2) 新潟県立黒埼高等学校卒業生。
- (3) 新潟県立新潟翠江高等学校定時制課程及び通信制課程卒業生。
- (4) 新潟県立船江高等学校卒業生。
- (5) 前(1)～(4)に関わる中退者、転学者にして本会の目的に賛同し役員会の承認を得た者。

第5条 本会は正会員のほかに下記の事項に該当する者を賛同・名誉会員とする。

- (1) 現に新潟県立新潟翠江高等学校に勤務する職員を賛同会員とする。
- (2) 巻農業高等学校黒埼分校、黒埼高等学校、新潟翠江高等学校、船江高等学校に勤務したことのある職員を名誉会員とする。
- (3) 前項に該当しない者で第3条の目的に賛同し、大きな貢献をした理由で会員が推挙し、役員会が之を承認した者を名誉会員とする。

第3章 役 員

第6条 本会は下記の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 会 計 1名
 - (5) 幹 事 若干名
 - (6) 会計監査委員 若干名
- 但し、理事は各卒業年度より若干名選出してこれにあたる。
幹事及び会計監査委員は会長が委嘱する。

第7条 本会は役員のおすすめにより顧問及び相談役を若干名置くことができる。

第8条 会長は会務を統理し、役員会の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは之に代わる。

理事は会員相互の連絡に任じ、会務の推進を担当する。

会計は本会の会計を司る。

幹事は本会の事務を処理する。

会計監査委員は本会の会計を監査し総会において報告する。

第 9 条 会長、副会長、会計は役員会で推挙し総会において承認を得る。

第 10 条 各役員任期は一期とし総会の際に改選する。但し再任を妨げない。

第 4 章 会 議

第 11 条 総会は必要に応じて開催することができる。

第 12 条 総会は下記の項目について審議報告する。

(1) 事業の経過報告並びに決算報告。

(2) 役員承認。

(3) その他。

第 13 条 臨時総会及び理事会は会長が必要と認めるときに招集する。

第 14 条 役員会は毎年開催する。

第 15 条 役員会は第 6 条の役員をもって構成し、下記の事項を処理する。

(1) 事業の経過報告並びに決算報告。

(2) 総会の決議事項。

(3) 会長・副会長の推挙及び名誉会長の承認。

(4) 緊急必要な事項。

(5) その他。

第 16 条 本会則の改正は総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意が必要である。

第 5 章 会 計

第 17 条 本会の所要経費は卒業生の入会金並びに寄付金をもってあてる。

なお入会金（定時制 3,000 円、通信制 2,000 円）は終身会費とする。

第 18 条 本会計年度は 4 月に始まり、翌年 3 月に終わるものとする。

附 則 本会則は昭和 50 年 8 月 24 日より実施する。

附 則 本会則は昭和 54 年 8 月 19 日より実施する。

附 則 本会則は昭和 60 年 8 月 24 日より実施する。

附 則 本会則は平成 2 年 8 月 25 日より実施する。

附 則 本会則は平成 13 年 7 月 28 日より実施する。

附 則 本会則は平成 14 年 8 月 3 日より実施する。

附 則 本会則は平成 16 年 11 月 22 日より実施する。

附 則 本会則は平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

附 則 本会則は平成 27 年 5 月 29 日より実施する。

附 則 本会則は令和 元年 6 月 29 日より実施する。